

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 七 年 五 月 十三 日

北海道厚生局長

一瀬 篤

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北医 三五二七〇	佐々木 慧	令和 七年 四月 十三日
北医 三五二七一	秋山 美玲	令和 七年 四月 十四日
北医 三五二七二	王子 裕登	令和 七年 四月 十八日
北医 三五二七三	雨宮 章人	令和 七年 四月 十九日
北医 三五二七四	植原 元大	令和 七年 四月 二十一日
北医 三五二七五	藤本 優一	令和 七年 四月 二十四日
北医 三五二七六	松村 花鈴	令和 七年 四月 二十四日
北医 三五二七七	五十嵐 宇宙	令和 七年 四月 二十四日
北医 三五二七八	白井 宏樹	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五二七九	岡田 もも	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五二八〇	伊藤 聡希	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五二八一	矢野 雅貴	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五二八二	前田 康成	令和 七年 五月 一日
北医 三五二八三	FU QINGJIE	令和 七年 四月 十八日
北医 三五二八四	菅原 悠	令和 七年 四月 四日

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
規定に基づき、公示する。

北海道厚生局長

北海道厚生局長

[illegible]

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 七 年 五 月 十三 日

北海道厚生局長

一瀬 篤

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北薬 一八四八六	出口 有悠	令和 七年 四月二十五日
北薬 一八四八七	井本 真由	令和 七年 四月二十五日
北薬 一八四八八	比連崎 良美	令和 七年 四月二十六日
北薬 一八四八九	築紫 憲文	令和 七年 四月二十六日
北薬 一八四九〇	土井 巳耶美	令和 七年 四月二十六日
北薬 一八四九一	大嶋 桃果	令和 七年 四月二十七日
北薬 一八四九二	岩本 華	令和 七年 四月二十八日
北薬 一八四九三	田畑 雄大	令和 七年 四月二十八日
北薬 一八四九四	糸川 優	令和 七年 四月二十八日
北薬 一八四九五	西本 晃汰	令和 七年 四月二十九日
北薬 一八四九六	加藤 真国	令和 七年 四月三十日
北薬 一八四九七	太田 優	令和 七年 四月三十日
北薬 一八四九八	山本 一稀	令和 七年 四月三十日
北薬 一八四九九	CHEN JIAQI	令和 七年 四月三十日
北薬 一八五〇〇	宮澤 怜奈	令和 七年 四月三十日
北薬 一八五〇一	遠藤 鈴奈	令和 七年 四月三十日
北薬 一八五〇二	川端 航真	令和 七年 四月三十日
北薬 一八五〇三	大櫛 凜	令和 七年 四月三十日
北薬 一八五〇四	古谷 葵	令和 七年 五月 一日
北薬 一八五〇五	瀬川 颯馬	令和 七年 五月 一日

[illegible]